

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省3-7-1)

施策名	7-1 製品安全	担当部局・課室名	産業保安グループ 製品安全課	政策評価実施予定時期	令和4年8月
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。			政策体系上の位置付け	7 生活安全
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。		目標設定の考え方・根拠	消費生活用製品安全法第1条において「一般消費者の生命又は身体に対する危害防止を図る」と規定されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	0 ※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている	0 ※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている	0 ※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている		

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1 重大製品事故の報告件数	1,077	平成24年度	前年度比減	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	重大製品事故を減少させることが製品安全行政の主たる目的であるため。
					845	837	1271	1024				
測定指標(定性的)	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 製品安全関係4法の執行状況	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)		令和3年度		製品事故防止を目的とする製品安全関係4法の執行状況を測定指標とすることで、施策の達成状況を確認することができる。試買テスト、立入検査等を端緒とした違反対応を着実に実施することにより、事業者の法令遵守状況を確認し、製品事故の未然防止に貢献できる。							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	令和3年度行政事業レビュー事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1 産業保安等技術基準策定研究開発等	845の内数(671)の内数	600の内数	600の内数	平成21年度	1.2	重大製品事故を減少させるために、事故が増加している原因を調査分析等を実施し、製品安全関連法の執行の改善を図る。また製品安全に関する普及啓発を行う。	3-3 産業保安・危機管理 6-3 電力・ガス	-
2 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	1.2	ガス用品について、技術基準を定め、製造、輸入及び販売を規制する法律。	-	-
3 電気用品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和36年度	1.2	電気用品について、技術基準を定め、製造、輸入及び販売を規制する法律。	-	-
4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和40年度	1.2	液化石油ガス器具等について、技術基準を定め、製造、輸入及び販売を規制する法律。	-	-
5 消費生活用製品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	1.2	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品について、技術基準を定め、製造、輸入及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する措置等を講じる法律。	-	-